

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和4年12月20日
閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会

議での議論を踏まえ、制度の検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。

また、計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援（略）

4 国から都道府県への事務・権限の移譲等（略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

（1）児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和 4 年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和 5 年度中にその結果をまとめる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

子育てのための施設等利用給付交付金（子ども・子育て支援法 68 条 2 項）の返還手続については、市町村（特別区を含む。）の円滑な事務に資するよう、令

和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。

(5) 児童手当法（昭46法73）

- (i) 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、令和5年中に当該システムを改修する。
- (ii) 児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村（特別区を含む。）から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

- (i) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等との両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

- (ii) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）のうち、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示 2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(9) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 市町村子ども・子育て支援事業計画（61 条 1 項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。

また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

[措置済み（令和 4 年 3 月 18 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡、令和 4 年 9 月 13 日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書）]

- (ii) 子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう令和 4 年度中に変更する。

(10) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業

幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

(関係府省：文部科学省)

【文部科学省】

(5) 教育職員免許法（昭24法147）

幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令4法40）により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知）]

(20) 認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査

私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

【厚生労働省】

(1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(iii) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、令和 4 年度中に政令を改正し、実地によらない方法での実施を可能とする。

(iv) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、保育所の設備の基準の特例（同令 32 条の 2）を 3 歳未満児に拡大することについては、公立保育所における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び食品衛生法（昭 22 法 233）

児童福祉施設等における衛生管理については、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平 9 厚生省生活衛生局長）に限らず、関係業界団体が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書等（以下この事項において「手引書等」という。）を参考に指導を行うことも可能であることを地方公共団体に通知したことを踏まえ、地方公共団体における、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資するよう、手引書等の例を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和 4 年 2 月 7 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知、令和 4 年 8 月 31 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課長、保育課長、家庭福祉課長、子育て支援課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）]